

苫小牧市建築計画概要書等の閲覧に関する規程を次のように定める。

平成28年12月16日

苫小牧市長 岩倉博文

苫小牧市建築計画概要書等の閲覧に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 建築計画概要書等の閲覧場所は、都市建設部建築指導課とする。

(閲覧時間)

第3条 建築計画概要書等の閲覧時間は、苫小牧市の休日に関する条例（平成3年条例第17号）第1条第1項に規定する休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(閲覧の手続)

第4条 建築計画概要書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧請求簿に所定の事項を記入しなければならない。

(閲覧の方法)

第5条 閲覧者は、建築計画概要書等を閲覧場所以外に持ち出してはならない。

- 2 閲覧者は、建築計画概要書等を丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 3 閲覧者は、建築計画概要書等の閲覧を終えたときは、これを返納しなければならない。

(閲覧の中止及び禁止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築計画概要書等の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

- (1) 前2条の規定に違反し、又は職員の指示に従わない者
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条の2の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的等のために閲覧請求する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(費用の弁償)

第7条 市長は、建築計画概要書等を破損し、汚損し、又は亡失した者に対し、これを補正し、又は作成するために必要な費用の弁償を命ずることができる。

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 平成11年苫小牧市告示第306号は、廃止する。